

伊万里市入札心得

平成21年4月1日

告示第26号

伊万里市が行う一般競争入札及び指名競争入札等（以下「入札」という。）の取扱いについては、伊万里市契約規則（平成21年規則第4号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

（入札方法等）

- 1 入札の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、仕様書、図面、契約書の案及び現場等（以下「仕様書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
 - (2) 入札書は、原則として、市の準備する様式により作成し、公告又は通知書に示した時刻までに提出しなければならない。
 - (3) 郵便又は信書便による入札が認められている場合は、二重封筒とし、中封筒に、入札件名を記載し、表封筒に「入札書在中」と記載した書留、特定記録郵便又はそれに準じるものにて送付するものとする。この場合においては、公告又は通知書に示した場所及び時刻までに到達しなければならない。
 - (4) 代理人が入札を行う場合は、当該代理人は入札前に委任状を提出し、入札書に記名押印しなければならない。なお、入札参加者又はその代理人が外国人の場合の入札書は、署名をもって記名押印に代えることができる。
 - (5) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
 - (6) 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後2年間入札代理人とすることはできない。
 - (7) 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
 - (8) 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。ただし、伊万里市長期継続契約を締結することができる

契約を定める条例（平成17年条例第56号）に基づく長期継続契約の入札に係る入札書については、公告又は通知書に示した事項に従い記載しなければならない。

（積算内訳書の提出）

2 入札参加者は、次のとおり積算内訳書を提出しなければならない。ただし、物品の入札を除く。

(1) 入札参加者は、1回目の入札金額に対応する積算内訳書を作成し、入札書と併せて提出しなければならない。ただし、維持管理委託については、入札を執行する者が指示した場合に限り提出するものとする。この場合において、入札を執行する者は、提出のない業者を失格とすることができる。

(2) 積算内訳書には、入札件名、あて名及び入札参加者の住所・氏名を記載し、押印するものとする。

(3) 積算内訳書の内容は、仕様書等を熟覧の上、必要な項目の数量、金額等を表示したものとする。

（入札の辞退）

3 入札辞退の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

(2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者等に直接持参し、又は郵便又は信書便により送付（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

(3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

（入札の無効）

4 次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札

(2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(3) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札

(4) 入札に際して、談合等による不正行為があった入札

(5) 同一事項の入札に対し、2以上の意志表示をした入札

- (6) 委任状を持参しない者のした入札
 - (7) 記名及び押印のない入札
 - (8) 入札書の記載事項が確認できない入札
 - (9) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
 - (10) 入札書の文字又は記号について消滅しやすい方法で記入された入札
 - (11) 次のいずれかの積算内訳書を提出した者のした入札（維持管理委託を除く。）
 - ア 1 回目の入札書の額と一致しないもの（千円未満の端数処理を除く。）
 - イ 見積もった積算合計から一括等での値引きをしたもの
 - ウ 記載すべき項目についての記載がないもの
 - エ その他積算内容に誤りがあるもの
 - (12) 伊万里市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等のした入札
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ指示した事項に違反した入札
（入札又は開札の中止）
- 5 天災地変、公正な入札が妨げられるおそれその他やむを得ない理由が生じたときは、入札又は開札を中止する。
（再度の入札）
- 6 再度の入札については、次のとおりとする。
- (1) 開札をした場合において、7 の規定による落札者がいない場合は、再度の入札（以下「再入札」という。）を行う。ただし、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っていない場合は、別に定める日時において再入札を行う。
 - (2) 無効入札をした者、又は、最低制限価格を設けた入札にあつては最低制限価格に満たない価格の入札をした者は、再入札に参加することはできない。
 - (3) 再入札の執行回数は、2 回（1 回目の入札を含め 3 回）を限度とする。
 - (4) 2 回の再入札においても落札者がいない場合は、2 回目の再入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行うことができる。
（落札者の決定）
- 7 入札をした者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた入札については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を

した者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(同価格の入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 8 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(指名停止措置等に係る契約の非締結等)

- 9 指名停止措置等に係る契約の非締結等については、次のとおりとする。

(1) 落札決定後に契約の相手方となるべき者(共同企業体の構成員を含む。)が、契約締結前に伊万里市から指名停止又は入札参加規制の措置を受けた場合は、当該契約の締結をしないことがある。この場合、伊万里市は契約の非締結によって生じた一切の損害について責めを負わない。

(2) 議会の議決を要する発注工事等の落札決定後に仮契約を締結した者(共同企業体の構成員を含む。)が、議会の議決前に伊万里市から指名停止又は入札参加規制の措置を受けた場合は、当該仮契約を解除することがある。この場合、伊万里市は仮契約の解除によって生じた一切の損害について責めを負わない。

(異議の申立)

- 10 入札をした者は、入札後、この心得及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

(施行期日)

- 1 この心得は、平成21年4月1日から施行する。

(伊万里市入札心得の廃止)

- 2 伊万里市入札心得(平成20年告示第31号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年1月1日から施行し、同日以後に公告または通知を行う入札から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の1(8)の規定にかかわらず、平成26年1月1日以後に公告又は通知を行う入札で、予定契約期間の末日が同年3月31日以前のものに係る入札書については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に公告又は通知を行う入札から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年9月1日から施行し、同日以後に公告又は通知を行う入札から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の1(8)の規定にかかわらず、令和元年9月1日以後に公告又は通知を行う入札で、予定契約期間の末日が同年9月30日以前のものに係る入札書については、なお従前の例による。